

特別償却の付表（震一の二）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震一の二）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2の2第1項《企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。
- 3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
- 6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第23条に規定する提出企業立地促進計画（以下「提出企業立地促進計画」といいます。）に定められた同法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域（以下「企業立地促進区域」といいます。）内にある対象資産の所在地を記載します。
- 7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 8 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は使用しません。
- 9 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。
 - (1) 機械及び装置である場合 … $(8) - (9)$
 - (2) 建物及びその附属設備又は構築物である場合 … $(8) \times (10)$
- 10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「福島県知事の認定を受けた年月日13」には、福島復興特措法第20条第3項の規定により、その認定の申請をした同条第1項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が同条第3項各号の基準に適合するとして、福島県知事の認定を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「提出企業立地促進計画の提出のあった年月日14」には、提出企業立地促進計画の福島復興特措法第18条第4項（同条第7項において準用する場合を含みます。）の規定による提出のあった年月日を記載します。
 - (3) 「避難指示の全てが解除された年月日15」には、企業立地促進区域に該当する福島復興特措法第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等に係る避難指示（同法第4条第4号イからホまでに掲げる指示をいいます。）の全てが解除された年月日を記載します。
 - (4) 「その他参考となる事項16」には、その資産が対象資産に該当する旨等の参考となる事項を記載してください。